

トゥクトゥクレンタル貸渡約款

制定: 令和7年4月1日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当会はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の習慣によるものとします。

2 当会は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の習慣に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 貸渡し

(貸渡契約の締結)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して申込みを行うことができます。

2 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当会はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人が若しくは運転者が第3条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

3 貸渡契約を締結した場合、借受人は当会に第5条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

4 当会は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号平成7年6月13日)の2.(10)お(11)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式だ014の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

5 当会は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

6 当会は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金による支払いを求め、またはその他の支払い方法を指定することがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第3条 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結をすることができないものとします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症等を呈していると認められるとき。
- (4) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属しているものであると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当会は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納をした事実があるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて、第11条各号に掲げる行為があったとき。

(貸渡契約の成立等)

第4条 貸渡契約は、借受人が当会に貸渡料金を支払い、当会が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金)

第5条 貸渡料金は、レンタカーの貸渡し時において、当会が地方運輸局運輸支局長(兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。)に届け出て実施している料金によるものとします。

(借受条件の変更)

第6条 借受人は、貸渡契約の締結後、第2条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当会の承諾を受けなければならないものとします。

2 当会は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(点検整備及び確認)

第7条 当会は、道路運送車両法第48条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2 当会は、道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4 当会は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

第8条 当会は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当会に通知するものとします。

4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当会に返還するものとします。

第3章 使用

(管理責任)

第9条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから、当会に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

(日常点検整備)

第10条 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を点検しなければならないものとします。

(禁止行為)

第11条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当会の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第2条第4項の貸渡証に記載された運転者及び当会の承諾を得た者以外の者に運転させること。

(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当会の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車輛番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改造する等のその原状を変更すること。

(5) 当会の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他社の牽引若しくは後押しに使用すること。

(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(7) 当会の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(9) その他第2条第2項の借受条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の処置など)

第12条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。

2 当会は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当会の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとし、また、当会は、レンタカーが警察により移動された場合には、当会の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当会は、前項の指示を行った後、当会の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとし、また、当会は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当会所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとし、また、

4 当会は、当会が必要と認めた場合には、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し事実関係を報告する等の必要な法的処置をとることができるものとし、借受人又は運転者は、これに同意するものとし、また、

5 当会が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車輛の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当局は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとし、この場合、借受人又は運転者は、当会の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとし、また、

(1) 放置違反金相当額

(2) 探索に要した費用及び車輛の移動、保管、引取り等に要した費用。

6 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当会の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当会の求めに応じないときは、当会は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当会が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることができるものとし、また、

7 借受人又は運転者が、第5項に基づき当会が請求した全額を当会に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当会が放置違反金の還付を受けた時は、当社が既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとし、また、第6項に基づき当会が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

第4章 返還

(返還責任)

第13条 借受人又は運転者は、レンタカーを仮受期間満了時まで所定の返還場所において当会に返還するものとし、また、

2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当会に与えた一切の損害を賠償するものとし、また、

3 借受人又は運転者は天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当会に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当会に連絡し、当会の指示に従うものとします。

(返還時の確認等)

第14条 借受人又は運転者は、当会立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引き渡し時の状態で返還するものとします。

2 借受人又は運転者はレンタカーを返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当会は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(借受期間変更時の貸渡料金)

第15条 借受人又は運転者は第6条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

(返還場所等)

第16条 借受人又は運転者は第6条第1項により所定の返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

(不返還となった場合の処置)

第17条 当会は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当会の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の措置をとるものとします。

2 当会は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者へ聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第22条の定めにより当会に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第5章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置)

第18条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当会に連絡するとともに、当会の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

第19条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当会に報告し、当会の指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾をうけること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置)

第20条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の被害に関し当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第21条 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。

4 借受人が前項の代替の提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

(賠償及び営業補償)

第22条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

(保険及び補償)

第23条 借受人又は運転者が第22条1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1)対人補償

1名につき 無制限

(2)対物補償

1事故につき 無制限

(3)搭乗者補償

1名につき 500万円

2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

4 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第24条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催促を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第25条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1)道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2)借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

(3)貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

(4)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を経済的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第10章 雑則

(相殺)

第26条 当会は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当会に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

(遅延損害金)

第27条 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(消費税)

第28条 借受人又は運転者は、この約款に基づき取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当会に対して支払うものとします。

(細則)

第29条 当会は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2 当会は、別に細則を定めたとき、当会の営業店舗に掲示するとともに、当会の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(合意管轄裁判所)

第30条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴願のいかんにかかわらず当会の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

発行元：小川町観光協会